

経済学者中西洋教授の家族理論

生 方 卓

I プロレタリア家族の形成と解体に関して

中西先生に従えば、「ロックの△家族▽」、すなわち「近代初頭の家族」、「市民的家族」、「ブルジョワ家族」は、その内にマスターに従属する「賃労働者」（これはプロレタリアとは区別される）を内包している。その限りでは「賃労働者」自身は自分の家族を持つておらず、他人の家族に属しているのである。

この場合には、「賃労働者」は「マスターの家族」から自立して、はじめて「自分の家族」を持つことができるのである。そして、「サーヴァントの自立」は、イギリスにおける「プロレタリア化」（八四頁）の過程ととらえられるのであるから、プロレタリアの形成は「プロレタリア家族」の形成とみなされることになる。

ところで、中西先生によれば、

(1) プロレタリアートには「ヨーロッパ大陸型」と「イギリス型ないし日本型」があり、前者は「小生産者階級の没落」により、後者は「隸農の自立化」によって形成された。

(2) ところが、マルクスの「プロレタリア像」は、もっぱら前者、即ち大陸型プロレタリアートを「イメージ」するものである（八四頁）。

(3) だからマルクスは、かれがプロレタリアの「家族喪失」と書いたとき、資本主義の発展とともに「かつては（小生産者として）家族を持っていたプロレタリアがそれを奪われる」ことになると考えていたのである（八三頁）。

(4) その場合の「プロレタリア家族の解体」とは「ある夫の失業とそれに代る妻と三人の子供の就業」といった「モドル」で示される（八四頁）。

(5)しかし、プロレタリアの形成を「サーヴァントの自立」の結果としてとらえれば、これまで「マスターの家族」に内包されていたサーヴァントが、はじめて「プロレタリア家族」を形成するのだと理解されるべきなのである。

しかし第一に、イギリスのプロレタリアートは、独立自當農民及び都市小生産者の没落によって形成されたことが、マルクス自身によって論証されているのではないか。第二に、「サーヴァント」、「賃労働者」、「召使」、

「サーヴァント」^{サーヴァント}という概念が、マスターへの従属とそこからの解放、プロレタリア化、という同一の文脈で用いられている

が、それはどのような実体を指すものであろうか。また、一方では「サーヴァントの賃労働者化」という表現もあり、またサーヴァントは「賃労働者」の「総称」であるともいわれ、さらに賃労働者とプロレタリアーントが区別されてもいるが、これはいかなる事態を指すものであろうか。

第三に、妻及び子供の賃労働者化を、マルクスが「プロレタリア家族の解体」と考えていたように思われない。むしろ家族成員の総賃労働者化をこそ、プロレタリア家族の特徴と考えていたのではないか。そうでなければ、「プロレタリア家族」のプロレタリア的特色はどこに存するとされるのか。マルクスのいう、資本主義のもとでの「古い家族制度の解体」とは、家父長的家族ないし父権の解体の意味であろう。

第四に、以上の文脈においては、サーヴァントがそこから自立する「マスターの家族」は「ブルジョワ家族」、「市民的家族」と理解されているのに対し、座談会の報告の中では「封建的大家族」（一六頁）と特徴づけられている。真意はどちらであろうか。

第五に、プロレタリアの形成を、小生産者の没落によってのみ説明するのが一面的であるなら、サーヴァントの自

立化によってのみ説明するのも同様に一面的とみなされねばならないのではないか。

第六に、以上の立論の冒頭に、マルクスの「完全に発達した家族はブルジョワ階級にだけしか存在しない」という文が引用されているが（八三頁）、この部分は正確に訳せば以下のようにある。「現在の家族、ブルジョワジーにとつてしか存在しない」。まず、主語は「完全に発達した家族」ではなくて「ブルジョワ的家族」である。次に、この「資本」を基礎にしているということを、家族のうちに「賃労働者」を抱えているという意味に解することは無理である。それは、旧い家族が「土地所有」を財産的基礎としていたことの対比で言われているのである。

最後に、マルクスの家族論の要点は以下のように整理できよう（但し「ドイツ・イデオロギー」の家族論を除く）。一、家族関係は歴史的に変化するものであり（東洋的→古代ギリシャ的→古代ローマ的→キリスト教的ゲルマン的）、その変化の動因は経済的諸関係にある。

二、資本主義の発展は、（ブルジョワ的）家族関係から「感動的な感傷のヴェール」をはぎとつて、「ただの金銭関係」に転化する。ブルジョワ的家族の基礎は「資本」で

ある。

三、資本主義の発展とともに、プロレタリア家族の妻および子供は賃労働者化する。しかしそのことによつて、「家族および両性関係のより高度な形態」のための「経済的基礎」が形成される。つまり、父の支配から妻子の、両親の支配からの子供の解放が展望されるのである。

問題は、家族関係の「金銭関係」への転化、即ち家族の中への市民社会的原理の浸透、テンニース的意味での家族のゲゼルシャフト化が、ブルジョワ的家族においてばかりでなく、プロレタリア家族においても、妻の賃労働者化を媒介にして一層深刻に進行し、それが現代における家族の解体現象として表出しているのではないかという点である。

家父長的家族が父の支配する権利、子の従属する義務といふ継の関係を軸としていたのに對し、近代的家族は夫と妻との相互的権利義務という横の関係を軸にしている。この権利義務の相互性は、妻の賃労働者化によって初めて実体化されるが、この相互性は平等な「金銭的関係」の法的表现に他ならないのではないだろうか。

からとうえられねばならないとされる。家族が「愛と権利の二面を含む」といわれているのも同じ趣旨であろう。そして、この家族の「内部構造を原理的に確定する」という課題を遂行するときに依るべき原理が「友愛主義」の「原理」であるとされる。さらに、この原理に基く諸施策として、(1)妻の賃労働者化とそのための環境整備、(2)遺贈権の原則的維持と相続権の廃止、(3)両親の未成熟の子供への支配権の確認が挙げられている。

(1)しかし「家族の本質」とは何か。それは歴史的な様々な家族の現象形態を規定している普遍的なものであろうか。それともそれ自身歴史的に形成されたもの、あるいは新しく実現されるべき理念であろうか。

(2)「個人の自立」ではなく、個人の依存性こそが個人を家族の形成に向わせるのではないだろうか。まず、近代的家族のもつとも基本的な関係は夫婦関係であるが、これは一人では生きてゆけない男と女だけが作る関係である。次に親子関係も、子の未自立、および老いた親の自立の喪失を前提しているのである。

(3)家族のきずなとしての「愛」の問題をとりあげているのは、討議資料の中では中西論文のみである。しかし、「愛」の概念は、家族の「科学的」認識の対象たりうるであろうか。逆に言えば、愛の問題を捨象した家族論にはどれほど

II 家族の本質と新しい家族の展望に関するて

中西先生に従えば、「家族の本質」は「自立した個人」の結合、および「人間的共同の細胞」という二つの「視点」

の意味があるだろうか。そもそも、「家族の解体」ということがいわれるとき、それは紐帶としての愛の喪失以外の意味をもちうるだろうか。

(4) 友愛主義の原理とは何か。『友愛主義宣言』によれば、その「基本原理」は「労働力の所有」の絶対化とされ、それは賃労働の普遍化と等置されている。他方「新しい第一原理」として相互承認の原理が挙げられ、そのすぐあとでは「友愛」という原理も見出される。しかし、こからの規定が、どのように関連するのかは必ずしも明らかではない。

さらに『経済学と第三世界』の中で「眞の人類学的自然法」＝「人間的行為の先驗的基本原理」といわれているのも友愛主義の原理を指すものと思われるが、この「原理」は人間の行為を現実に規定しているものであろうか。それとも行為の規範として新たに掲げられるべきものであろうか。そもそも「原理」とはどのような性質のものであるか。

因みに、「資本主義の原理」として「友愛主義宣言」の中で挙げられているのは労働に基く私的所有の絶対性と自由放任経済である。ところが、「資本主義と文明」という論文の中では、「機械化」と「商品化」が資本主義文明の「原理」とされている。さらに「自由」と「平等」が「資本主義文明の二大理念」ともされているが、他の論文では

「平等原理」という表現もある。また、座談会では「近代の原理」は「個人の絶対性を原点に」おいており、それがいきづまつともいわれている。これらの諸「原理」はどういうに関連しあうのであろうか。そして「労働力所有」の絶対性とは「近代」を超える原理であろうか。

(5) 友愛主義に基く賃労働の普遍化の必然的帰結として妻の賃労働者化が提起されているが、同じ原理の適用によって「家事労働」も賃労働化されるべきであろう。かくして全ての労働は報酬を前提としたものに転化することになろう。しかしこのような家族はもはや家族ではなくて会社なのではないだろうか。「友愛」は家族の「愛」の原理となりうるだろうか。

（明治大学・社会思想史）